

2018年7月11日 全11頁

民法改正（成人年齢引き下げ）の概要

改正法の要点解説と今後の展望

調査本部 田村 統久
金融調査部 研究員 小林 章子

[要約]

- 2018年6月13日、成人（成年）年齢の引き下げを主な内容とする「民法の一部を改正する法律（以下、改正法）」が成立した。この法律の施行日である2022年4月1日以降、成人年齢は18歳となる。成人年齢の引き下げにより、18、19歳の者は契約の締結や訴訟が可能になる一方、未成年者取消権を失うことで、消費者被害に遭うケースが増加する可能性が考えられる。
- 今回の改正法は民法以外の法律の改正も規定しているが、改正内容には、年齢要件を新たに18歳基準に引き下げるものと、現行通りの20歳基準を維持するためのものがある。例えば、帰化申請の年齢要件などは当該年齢を18歳に引き下げ、若年者を特定の悪影響（喫煙、飲酒、公営ギャンブル）から保護することを目的とする法律は20歳の要件が維持された。
- 他方、今回の改正法で改正の対象外とされた社会保障制度・税制に注目すると、国民年金（第1号被保険者）の強制加入年齢や、NISAなどの税制優遇措置の年齢要件は、今後18歳への引き下げが行われる可能性がある。

目次

1. 改正の経緯.....	2
2. 改正の概要.....	3
(1) 民法自体の改正.....	3
(2) 民法以外の関連する法律の改正.....	3
3. 主要な改正点の解説.....	5
(1) 民法.....	5
①成人年齢.....	5
②婚姻適齢.....	6
③養親年齢.....	7

(2) 国籍法.....	7
(3) 児童福祉関連法.....	8
①児童福祉法.....	8
②児童虐待防止法.....	8
(4) 喫煙・飲酒・公営ギャンブル関連法.....	8
4. 施行日・経過措置.....	9
5. 今後の展望—さらなる年齢要件引き下げの可能性.....	10
(1) 国民年金加入年齢の18歳への引き下げ.....	10
(2) NISA、相続時精算課税制度などの税制優遇措置.....	11

1. 改正の経緯

2018年6月13日、成人年齢の引き下げを主な内容とする「民法の一部を改正する法律(以下、改正法)」が参議院を通過し、成立した(6月20日公布)。この法律は、1876年太政官布告以来「20歳」とされてきた成人の年齢要件を約140年ぶりに変更し、「18歳」に引き下げるものである。

まず今回成人年齢の引き下げが実現した背景を整理すると、図表1の通りになる。最初のきっかけは、国民投票の投票権を18歳以上の者に付与した2007年国民投票法(日本国憲法の改正手続に関する法律)が、附則で、公職選挙法上の選挙権の年齢要件や、民法上の成人年齢に関して検討し、必要な措置を講じることを国に要請したことである。以来政府は成人年齢の引き下げの可能性を検討してきた。また2015年の改正公職選挙法も、民法上の成人年齢(及び少年法の適用年齢など)に関して検討し、必要な措置を講じることを国に求めている。

以上の過程を振り返ると、今回の成人年齢引き下げは、「大人」の基準変更をゴールとする2007年以來の機運の(一つの)終着点である、とすることができる¹。

¹ 上川法務大臣によれば、改正法の立法趣旨は「この法律案は、公職選挙法の定める選挙権年齢が満二十年以上から満十八年以上に改められたことなどの社会経済情勢の変化に鑑み、民法が定める成年となる年齢の引下げ等を行うもの」(2018年4月24日衆議院本会議)である。この説明は、18、19歳の者に対する国民投票の投票権の付与、及び選挙権付与と、今回の成人年齢引き下げが一連のプロセス上にあることを示している。

図表 1 成人年齢引き下げに至る主な経緯

動向	内容・結果
①2007年5月、国民投票法成立	国民投票の投票権を18歳以上に付与。と同時に、附則で、公職選挙法上の投票権の取得年齢、民法上の成人年齢などに関して検討し、必要な措置を講ずることを国に要請。
②2009年10月、法制審議会による法務大臣に対する答申	「法制審議会民法成年年齢部会」が作成した報告書を基に、成人年齢引き下げが適当であることを法務大臣に答申 ² 。
③2015年6月、公職選挙法改正	選挙権付与年齢を20歳から18歳に引き下げ。と同時に、附則で、民法上の成人年齢、少年法の適用年齢などに関して検討し、必要な措置を講ずることを国に要請。
④2017年1月、消費者委員会による、消費者庁長官の求めに対する回答	消費者庁長官が、成人年齢の引き下げ時に新たに成人となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策に関する意見を、消費者委員会に要請。同委員会は「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」が作成した報告書を基に、消費者庁長官に回答 ³ 。
⑤2018年6月、改正法成立	5月29日に衆議院を通過、6月13日に参議院を通過、成立。6月20日に公布。

(出所) 各種資料より大和総研作成

2. 改正の概要

(1) 民法自体の改正

今回の改正法は、本則で民法自体の改正を、附則で民法以外の関連する法律の改正を規定している。本則による民法自体の改正の内容を整理すると、図表2の通りになる。内容は主に①成人年齢の18歳への引き下げ、②婚姻適齢の18歳への統一、③養親年齢の20歳維持の三つがある(3.(1)で詳述する)。

図表 2 改正民法の要点

分類	改正内容
①成人年齢	成人年齢を20歳から18歳に引き下げ。
②婚姻適齢	・婚姻が可能になる年齢を、男性18歳・女性16歳から、男女ともに18歳に改正。 ・未成年者の婚姻に父母の同意を要件とする条文や、婚姻により「成年に達したものと」擬制する条文を削除。成人年齢と婚姻適齢が同じになるため。
③養親年齢	養親となるための要件「成年に達した」を「20歳に達した」に改正。

(出所) 改正法より大和総研作成

(2) 民法以外の関連する法律の改正

次に、この改正法が規定している民法以外の法律の改正内容は図表3の通りである。改正対象の法律は、改正により年齢要件の基準を新たに18歳としたものと、20歳の要件を維持したも

² 法制審議会民法成年年齢部会の報告書は <http://www.moj.go.jp/content/000005078.pdf>、法制審議会の答申(意見)内容は <http://www.moj.go.jp/content/000069850.pdf> を参照。

³ 報告書は http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2017/doc/20170110_seinen_houkoku1.pdf を参照。

の二つがある。

図表 3 を概観すると、若者を特定の悪影響から保護することを内容とする法律は、改正により 20 歳の要件を維持した、とすることができる。改正内容のうち特に重要なものに関して、3. (2) 以降で解説する。

図表 3 関連する法律の改正の要点

年齢要件	分類	改正する法律	改正内容	
18 歳に引き下げ	保護対象年齢の引き下げ	恩給法	扶助料加算要件の整理。実質的に現行制度を維持。	
		児童虐待防止法	18 歳以上 20 歳未満の者（延長者）の親権者等に関する規定を削除。実質的な保護対象年齢の引き下げ。	
	事業許可年齢の引き下げ	水先法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律	水先人免許、海技免許等の取得・更新講習を実施する講師の資格要件「20 歳以上」を「18 歳以上」に引き下げ。	
		出会い系サイト規制法	18 歳以上 20 歳未満の者がインターネット異性紹介事業を営むことに対する制限規定を廃止。	
	公的職業の任用・推薦対象年齢の引き下げ	社会福祉法	社会福祉主事の資格要件「年齢 20 歳以上の者」を「年齢 18 歳以上の者」に引き下げ。	
		公職選挙法の一部を改正する法律	民生委員、人権擁護委員の資格要件から「成年に達した」を削除することにより、年齢要件を 18 歳に引き下げ。	
	申請・請求年齢の引き下げ	国籍法		① 認知による国籍取得の年齢要件を「20 歳未満」から「18 歳未満」に引き下げ。 ② 帰化要件「20 歳以上」を「18 歳以上」に引き下げ。 ③ 重国籍者の国籍選択の年齢要件を 18 歳に引き下げ。 ④ 出生時に日本国籍を喪失した者による日本国籍の再取得が可能な年齢を「20 歳未満」から「18 歳未満」に引き下げ。
			旅券法	10 年パスポートの取得可能年齢を 18 歳以上に引き下げ。
		性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	性別の取扱いの変更を申請するための要件「20 歳以上」を「18 歳以上」に引き下げ。	
20 歳を維持	保護対象年齢の維持	児童福祉法	18 歳以上 20 歳未満の者に対する保護（指定小児慢性特定疾病に関する医療費支給、各種児童福祉施設の利用）に関して、保護対象者自身が権利義務の主体（行政手続などの主体）となることを規定。	
	健康被害に関する年齢要件の維持	未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法	20 歳未満の者に対する喫煙、飲酒の禁止の継続。法律名から「未成年」の文言を削除。	

20歳を維持	健康被害に関する年齢要件の維持	アルコール健康障害対策基本法	「アルコール健康障害」の定義中の文言「未成年者の飲酒」を「20歳未満の者の飲酒」に修正。
		たばこ事業法	たばこに関する広告を作成する際に「未成年者の喫煙防止」等に配慮することを要請する文言を「20歳未満の者の喫煙防止」等に改正。
	健全育成に関する年齢要件の維持	競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法、モーターボート競走法	20歳未満の者に対する公営ギャンブルの禁止の継続。投票券の購入、譲り受けを禁止する対象を「未成年者」から「20歳未満の者」に改正。

(出所) 改正法より大和総研作成

3. 主要な改正点の解説

(1) 民法

①成人年齢

今回の改正法の施行により、成人となる時点が20歳から18歳に前倒しになる。この成人年齢の引き下げは、1876年太政官布告以来継続してきた成人の定義である「成人＝20歳以上」を覆す画期的な意義を持つ。改正法の施行日である2022年4月1日の前後の世代間で成人となる年齢に違いが生じると同時に、「成人」や「大人」に対する意味や理解、感覚にギャップが生じることが想定される。今回の改正法は、成人年齢の引き下げに際した経過措置も規定しており、施行日時点の年齢ごとの成人年齢の区別は図表4の通りになる。

図表4 施行日（2022年4月1日）時点の年齢と成人年齢の関係

施行日（2022年4月1日）時点の年齢	成人年齢
18歳未満	18歳に達したときに成人する。
18歳以上20歳未満	施行日に成人したことにする。
20歳以上	20歳に達したときに成人したことにする（注）。

(注) 網掛け箇所は、施行日以降も現行法を適用するケース。

(出所) 改正法より大和総研作成

また、今回の成人年齢引き下げは現行の法律や制度のあり方に及ぼす影響も大きい。既存の法律や制度の多くが、成人年齢を設計時の前提としているためである。「成年」「未成年」を年齢要件としている約130の法律は、当該要件が自動的に「18歳（以上または未満）」になる。例えば、施行日以降、公認会計士や医師などの資格の取得や民事訴訟が18歳から可能になる⁴。

他方、自動的な年齢要件の引き下げに懸念が伴う場合もある。とりわけ、成人年齢引き下げにより18、19歳の若者が未成年者取消権を失う点は、配慮が必要である。未成年者取消権は、未成年者（現行法上20歳未満の者）の法律行為のうち、法定代理人の同意を欠くものを原則的

⁴ 法務省「成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について」(<http://www.moj.go.jp/content/001261083.pdf>)

に取り消すことができるとするもので、一般に判断能力の未熟な未成年者を保護する役割がある。しかし成人年齢引き下げが実現すると、18、19歳の若者は（既に「成年」であるために）この未成年者取消権を失うことになり、その結果消費者契約などの被害者となる事態が急増する可能性が考えられる。実際、国民生活センターによると、20歳未満の者からの「消費生活相談」の件数は他の年代の者からの相談件数よりも顕著に少なく、このことは、未成年者に取消権があることが、悪質な業者による未成年者に対する取引の勧誘自体を抑制してきた可能性を示唆している⁵。

この様な懸念から、参議院法務委員会は改正法を可決する際に、改正法成立の2年後（2020年）を期限とした（すなわち施行年である2022年に先立った）、消費者被害の防止を目的とする法整備の検討及び必要な措置の実施を政府に要請することを決議している⁶。また同一国会中で「社会生活上の経験が乏しい」契約当事者に対する保護などを新設する消費者契約法の改正法が成立している。この改正消費者契約法は、特に若者が被害に遭う傾向にあるいわゆる「就活商法」や「デート商法」などに基づく契約を、（年齢に関係なく）新たに取り消し可能とするものとなっている。

ただし、18、19歳の消費者に対する保護がこの消費者契約法の改正のみで十分かどうかはなお議論の余地がある。消費者契約法のほかに、特定商取引法や割賦販売法、貸金業法の改正も必要になるとする日本弁護士連合会の意見は参考になる⁷。政府側も、改正法施行に際した環境整備を検討する関係府省庁連絡会議の中で消費者被害の拡大を防止するための施策の検討に着手しており、今後各種の制度について改正がなされる可能性がある。

②婚姻適齢

改正法は、成人年齢の引き下げとともに、婚姻適齢（法的に婚姻が可能になる年齢）の変更を規定している。現行民法は男性18歳以上、女性16歳以上と男女で異なる婚姻適齢を設定しているが、改正法は、この男女の区別をなくし、**婚姻適齢を一律18歳とした**⁸。これは、女性の婚姻適齢の実質的な引き上げを意味する。他方、成人年齢の18歳への引き下げを念頭に置くと、この婚姻年齢の変更により、未成年者が婚姻する可能性が消滅したことになる。このことを受けて、改正法では、未成年者の婚姻を前提とする規定、すなわち①未成年者が婚姻する際に父母の同意を要求する規定や、②婚姻により未成年者も「成人に達したもの」とする「成年

⁵ 国民生活センター「消費生活年報 2017」(<http://www.kokusen.go.jp/nenpou/index.html>)によると、2007年度から2016年度の10年間、消費生活相談のうち、20歳未満を契約当事者とする相談の構成割合は2.3～3.7%であり、それ以外の年代（20代、30代、40代、50代、60代、70代以上）を契約当事者とする相談の構成割合（8.7～22.4%）よりも顕著に少ない。

⁶ 参議院法務委員会「民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成30年6月12日）(http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/196/f065_061201.pdf)

⁷ 日本弁護士連合会「民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書」（2017年（平成29年）2月16日）(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion_170216_06.pdf)

⁸ 民法はもともと当人の成熟を婚姻の要件としており、現行法上女性の婚姻適齢が16歳である理由も、一般に女性は男性よりも早く16歳で身体的に成熟するからである。しかし、現代社会の状況を勘案すると、社会的・経済的に成熟する時点は男女関係なく18歳とみるべきであるから、改正法は男女の婚姻適齢を18歳に統一している（2018年4月12日参議院法務委員会、小野瀬厚法務省民事局長の発言）。

擬制」の規定が削除された。

③養親年齢

現行民法は（普通養子縁組の）養親となるための要件に「成年に達した者」であることを規定しているため、この条文をそのままにしておくと、成人年齢引き下げにより自動的に18歳から養親になることが可能となる。しかし今回の改正法は、養親になることの責任の重大さや、私法上の成年年齢よりも養親年齢を高く設定する諸外国の傾向から、要件を「20歳に達した者」に修正し、20歳の要件を維持した⁹。

(2) 国籍法

今回の国籍法の改正により、帰化申請の年齢要件は18歳へと引き下がる。改正法の施行日以降18、19歳の者も帰化の申請が可能になる。また（日本人の）父母からの認知のある子の場合、現行法上（18歳、19歳を含む）20歳未満の者は届出により（日本）国籍を取得することが可能であるが、改正法はこの年齢要件を引き下げ、18歳未満の子までとした。すなわち、認知がある場合も18歳以上になると、一般的な帰化の手順を踏むことが必要となる。さらに改正法は、重国籍者の国籍選択期限を決定する基準となる年齢の18歳への引き下げを規定している。経過措置も考慮すると、施行日時点の年齢及び国籍の数（重国籍者か単一国籍者か）ごとの国籍選択期限は、図表5の通りになる。改正法は、重国籍者になったときの年齢が18歳未満か以上かを基準として、国籍選択の期限を設定している。

図表5 施行日（2022年4月1日）時点の年齢・重国籍の有無と国籍選択期限の関係

施行日（2022年4月1日） 時点の年齢	施行日に重国籍者である者の 国籍選択期限	施行日に単一国籍者である者（施 行日以降に重国籍者になる者）の 国籍選択期限
18歳未満	20歳になるまでに選択。	重国籍者になったときの年齢が 18歳未満の場合は20歳まで、18 歳以上の場合は重国籍者になっ た時点から2年以内に選択。
18歳以上20歳未満	施行日に重国籍者になったも のとする。と同時に、重国籍者 になった時点（施行日）から2 年以内に選択。	重国籍者になった時点から2年以 内に選択。
20歳以上	重国籍者になったときの年齢 が20歳未満の場合は22歳にな るまでに、20歳以上の場合は重 国籍者になった時点から2年以 内に選択（注）。	

（注）網掛け箇所は、施行日以降も現行法を適用するケース。

（出所）改正法より大和総研作成

⁹ 2018年5月30日参議院本会議、上川陽子法務大臣の発言。

(3) 児童福祉関連法

①児童福祉法

現行の児童福祉法は、そもそも「児童」（満 18 歳に満たない者）のほかに「児童以外の満 20 歳に満たない者」も保護の対象としているが、今回の成人年齢引き下げにより後者は自動的に成人となる。改正法は、保護対象に成人を含む形に条文を修正すると同時に、18 歳以上 20 歳未満の者を保護する制度（指定小児慢性特定疾病に関する医療費助成、各種児童福祉施設の利用）を維持している¹⁰。その一方で同法は、18 歳以上 20 歳未満の「成年患者」の場合、医療費の受給に関する権利義務を（保護者でなく）本人が直接担うことを規定している。

②児童虐待防止法

現行の児童虐待防止法は、18、19 歳の者の親権者等が当人に行う虐待を規制しているが、今回の成人年齢の引き下げにより 18、19 歳の者は親権等の対象でなくなる。そのため改正法は、18、19 歳の者に対する虐待を規制する条文を削除している。

(4) 喫煙・飲酒・公営ギャンブル関連法

今回の改正法は、18、19 歳の者の喫煙や飲酒、公営ギャンブル（競馬、競輪、競艇、オートレース）に対する規制法の改正も規定している。公営ギャンブルの規制法は、現行法上「未成年者」の投票券の購入、譲り受けを禁止しているが、現行法のままにしておくと、成人年齢引き下げにより 18、19 歳による投票権購入、譲り受けが可能になる。改正法は、条文上の「未成年者」の文言を「20 歳未満の者」に改正することにより、成人年齢引き下げ後もなお 18、19 歳の者に対する規制を維持することとした。

他方、喫煙、飲酒を規制する法律に関しては、現行条文上「20 歳」を年齢要件としており、自動的な年齢要件の引き下げの対象になることはない。しかし法律名が「未成年者」を含んでいるため、改正法は当該法律の名称を「二十歳未満ノ者」を含む形に修正している¹¹。

¹⁰ 児童福祉法がもともと「児童以外の満 20 歳に満たない者」を指定小児慢性特定疾病医療費の助成対象としている目的は、児童の健全な育成及び家庭の負担軽減にある。これは、助成対象者が 18 歳に達した後も治療が不要になるわけではなく、長期の療養が必要になることを理由としている。この趣旨から今回の児童福祉法改正は、成人年齢の引き下げと関係なく、18、19 歳の者も指定小児慢性特定疾病の助成対象に含むままにすることを規定している（2018 年 5 月 31 日参議院法務委員会、吉永和生厚生労働大臣官房審議官の発言）。

¹¹ なお、現行の未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法は「満二十年ニ至ラサル者」に対する喫煙、飲酒を禁止しているが、今回の改正法はその文言を「二十歳未満ノ者」に改めている。

4. 施行日・経過措置

改正法の施行日は、原則として2022年4月1日である。また、主な経過措置は図表6の通りである。

図表6 改正法の主な経過措置

法律	改正項目	対象者	経過措置
民法	成人年齢（再掲）	2022年4月1日時点で18歳未満の者	18歳に達したときに成人する
		2022年4月1日時点で20歳以上の者	20歳に達したときに成人したことにする
		2022年4月1日時点で18歳以上20歳未満の者	2022年4月1日に成人したことにする
		2022年4月1日より前に婚姻により成年擬制を受けた者	婚姻時に成人したことにする（成年擬制は有効）
	婚姻適齢	2022年4月1日より前にした婚姻取消し（女性の婚姻適齢違反）	取消しは有効
		2022年4月1日時点で16歳以上18歳未満の女性	婚姻可能
養親年齢	2022年4月1日より前にした縁組取消し（養親の年齢違反）	取消しは有効	
国籍法	認知による国籍取得	2022年4月1日時点で16歳以上20歳未満の者	2022年4月1日から2年以内（2024年3月31日まで）取得可
	重国籍者の国籍選択（再掲）	2022年4月1日時点で18歳未満の者	2022年4月1日時点で重国籍者である者は20歳までに選択。同時点で単一国籍者である者は重国籍者になったときの年齢が18歳未満の場合は20歳まで、18歳以上の場合は重国籍者になった時点から2年以内に選択
		2022年4月1日時点で18歳以上20歳未満の者	2022年4月1日時点で重国籍者である者は2022年4月1日に重国籍者になったこととし、その時点から2年以内（2024年3月31日まで）に選択。同時点で単一国籍者である者は重国籍者になった時点から2年以内に選択
		2022年4月1日時点で20歳以上の者	2022年4月1日時点で重国籍者である者は重国籍者になった時の年齢が20歳未満の場合は22歳になるまで、20歳以上の場合は重国籍者になった時点から2年以内に選択。同時点で単一国籍者である者は重国籍者になった時点から2年以内に選択
	国籍の再取得	2022年4月1日時点で16歳以上の一定の国籍喪失者	2022年4月1日から2年以内（2024年3月31日まで）再取得可
旅券法	10年パスポートの年齢要件	2022年4月1日より前にした18歳以上20歳未満の者のパスポート申請	5年パスポートのみ取得可

（出所）改正法より大和総研作成

5. 今後の展望—さらなる年齢要件引き下げの可能性

最後に、今回の改正と必ずしも関係はないが、成人年齢が18歳となることを前提に、今後年齢要件が18歳に引き下がる可能性のある法律や制度を概観する。政治的・社会的に争点化しているものに少年法の適用年齢などがあるが、以下では社会保障制度や税制に注目し、改正の可能性や改正したときの効果などを論じる¹²。

(1) 国民年金加入年齢の18歳への引き下げ

適用年齢を改正した場合の波及的な影響が最も大きい法律・制度の一つに、国民年金制度がある。現行制度上「20歳以上」である国民年金（第1号被保険者）の強制加入年齢は、成人年齢が18歳となることを受けて、今後「18歳以上」へと引き下げられる可能性がある。実際に主要政党は、これまで成人年齢の引き下げを検討する際に、この加入年齢の引き下げの是非を議論してきた¹³。国民年金制度は一定年齢以上の者の強制加入を前提とする制度であるため、その制度設計の変更は、日本で生活する大多数の者に直接的または間接的に影響する。このとき、加入年齢の引き下げは、国民年金制度のあり方にどの様に影響を及ぼすだろうか。とりわけ、少子高齢化の危機に直面した当該制度の運用・維持にポジティブに働くか、ネガティブに働くか、を以下に述べる。

ポジティブな効果としては、加入年齢が引き下げられると単純に保険料を納付する人数が増加するため、保険料徴収額が増加する可能性があることが指摘できる。総務省の統計によると、2017年10月1日現在の18、19歳の人口は約246万人であるが¹⁴、このうち国民年金の第1号被保険者になり得る者は204万人程度と推定される¹⁵。この全員が2018年度（2018年4月～2019年3月）の保険料（一月当たり16,340円）を納付したと仮定すると、今年度の保険料納付額の総額は約333億円分増加する¹⁶。一人当たりの保険料の増額や一人当たり給付額の減額など、制度維持に資するほかの選択肢を既に政府が実施していることを考慮すると、（加入年齢の引き下げにより）保険料納付の義務対象者の範囲を拡大することは、国民年金制度をより持続的に運用・維持するための選択肢の一つとなり得るだろう¹⁷。

¹² 少年法の適用年齢の18歳への引き下げは、2017年3月より法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会が議論を継続している。

¹³ 民主党政策調査会「成年年齢引下げに関する論点整理」（2008年7月22日）（[http://archive.dpj.or.jp/news/files/20080722seinennenrei2\(2\).pdf](http://archive.dpj.or.jp/news/files/20080722seinennenrei2(2).pdf)）、自由民主党政務調査会「成年年齢に関する提言」（平成27年9月17日）（https://jimin.jp-east-2.os.cloud.nifty.com/pdf/news/policy/130566_1.pdf?_ga=2.184448800.761678548.1530072066-235985103.1528171413）を参照。

¹⁴ 18、19歳の人口は、総務省統計局「日本の統計2018」（<http://www.stat.go.jp/data/nihon/index1.html>）を参照した。

¹⁵ 文部科学省によると、平成30年3月高等学校卒業者のうち、就職していない者（まだ厚生年金に加入していない者）が占める割合は約82.7%であるから、本稿は、18、19歳の者のうち約82.7%は第1号被保険者になり得るものと推定している（http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kousotsu/kekka/k_detail/1404976.htm）。

¹⁶ 2018年度の保険料は日本年金機構ウェブサイト（<http://www.nenkin.go.jp/faq/kokunen/seido/hokenryo/20150331.html>）を参照。

¹⁷ 「一人当たりの保険料の増額」は、2004年年金改正による2017年までの段階的な増額により実現した。また、

他方、経済的な基盤に乏しい18、19歳の若者に保険料の納付を強制することが若年者の貧困を助長する可能性もある。若年者の貧困は少子高齢化を促す側面があり¹⁸、この面から見ると強制加入年齢の引き下げは、国民年金制度の運用・維持にネガティブに作用することとなる。特に現在、18、19歳の多くを占める大学生(昼間部)が年平均385,300円、4年間で総額1,541,200円の奨学金を受給していることからすると¹⁹、20歳未満の世代に現在よりもさらに多くの負担を求めることが妥当であるかは今後も検討する必要があるだろう²⁰。

(2) NISA、相続時精算課税制度などの税制優遇措置

与党が策定した「平成30年度税制改正大綱」では、検討事項の一つとして税制上の年齢要件の見直しを挙げており、民法に合わせて18歳に引き下げることが基本方針としつつ、実務的な観点等から検討することとしている²¹。

この年齢要件の引き下げの可能性のあるものの一つは、投資による所得を非課税とする各種の少額投資非課税制度(NISA)である。現行制度上、NISA及びつみたてNISAは「20歳以上」、ジュニアNISAは「20歳未満」の者を対象としているが、上述の大綱の記述を念頭に置くと、今後、それぞれの年齢要件が「18歳以上」、「18歳未満」に引き下げられる可能性がある。この場合、新たにNISA及びつみたてNISAを利用できることになる18、19歳の若者による投資を促進するためには、若者、とりわけ10代の投資に対する関心や理解を高めるための投資教育をいま以上に強化していくことが必要になるだろう。

もう一つは、贈与・相続に関する税制優遇措置である。例えば、通算で2,500万円までの生前贈与を非課税とする「相続時精算課税制度」や、住宅を購入するための資金の贈与を非課税とする「住宅取得等資金の非課税制度」は、現行制度上、贈与を受け取る側(受贈者)の年齢要件を「20歳以上」としている。仮にこの要件も「18歳以上」に引き下げられれば、18、19歳の者を受贈者とする生前贈与についても非課税の対象になる。さらに、仮に「20歳未満」の法定相続人への相続を対象とした税額控除である「未成年者控除」の年齢要件が「18歳未満」に引き下げられれば、次世代への資産移転の方法として、前倒しでの生前贈与がより選好される可能性がある。税制優遇措置の年齢要件の引き下げは、世代間の資産移転を促進させるものとなり得るだろう。

「一人当たり給付額の減額」は2004年年金改正によるマクロ経済スライドの導入、2016年年金改正によるキャリアオーバー制度の導入などが既に施行されている。

¹⁸ 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「結婚・家族形成に関する意識調査 報告書」(平成27年3月)(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/h26/zentai-pdf/index.html>)によると、若者が子を持つことに消極的な理由の第一として、経済的な不安が挙げられている。このことは、若者の貧困がそのまま少子化の進行に直結する可能性を示している。

¹⁹ 日本学生支援機構「平成28年度 学生生活調査結果」(平成30年3月)(https://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei_chosa/2016.html)

²⁰ なお、申請により在学中の保険料の納付が免除される「学生納付特例制度」があるため、国民年金の加入年齢の引き下げが、若年者の貧困に直接に影響する程度は必ずしも大きくないことは指摘しておく必要がある。ただし、この制度の利用者は、追納などの事後的な対応をしない限り年金の給付額が減ることになる。

²¹ 自由民主党・公明党「平成30年度税制改正大綱」(平成29年12月14日)(<https://www.jimin.jp/news/policy/136400.html>)